

事業分野

開発途上国の
経済社会開発支援

課題 2-1
開発途上国の貧
困削減への直接
対応

課題 2-2
開発途上国の
持続的な経済
成長を推進す
る支援

課題 2-3
知的協力・技術
支援の推進

課題 2-4
開発パートナ
ーシップの推進

課題 2-5
国民の参加(開
かれた円借款業
務)

課題 2-6
円借款業務の
質の向上

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1) 開発途上国における貧困問題への対処が国際的に重要な課題であり、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて、日本政府のODA大綱や2005年2月に政府決定されたODA中期政策に則り、取り組みを強化する必要がある、

(2) 持続的成長のためには、経済活動上重要となる経済社会基盤(経済社会インフラ)の整備を重視するとともに、本行の輸出入金融等との連携強化や民間活力や資金の十分な活用を伴った民間経済協力の推進が重要である、

(3) 経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持体制等が適切に整備されることが必要であり、知的協力・技術支援が重要である、

(4) 我が国のODAに関する説明責任の徹底や効果的な開発援助の実施のために、国民参加および他機関・市民社会・開発途上国の地域社会等との連携・協調の推進が求められている、

(5) 我が国のODAに対して、開かれた円借款業務の観点から国民参加の拡大が求められている、

(6) 評価の充実を図ることで、円借款業務の質を一層向上させることが求められている、

との認識のもと、以下6つの課題を設定しています。

- 開発途上国の貧困削減への直接対応(課題 2-1)
- 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援(課題 2-2)
- 知的協力・技術支援の推進(課題 2-3)
- 開発パートナーシップの推進(課題 2-4)
- 国民の参加(開かれた円借款業務)(課題 2-5)
- 円借款業務の質の向上(課題 2-6)

事業環境

世界には、1日1ドル未満で生活する人々が5人に1人、11億人いるといわれています。未就学児は1億人を超え、アフリカだけで3億人が衛生的な水の供給を受けられず、子供や妊産婦の死亡率の高い地域や感染症に苦しむ地域も依然として世界各地に広がっています。これらの現状認識のもと、2000年9月の国連ミレニアム・サミットでは国連ミレニアム宣言が採択され、1990年代の主要国際会議等で採択された国際開発目標と統合され、21世紀の国際社会の共通開発目標として「ミレニアム開発目標」(MDGs)が設定されました。

MDGs設定から5年目を迎えた2005年度には、開発と援助の活性化、特にサブサハラ・アフリカに対する援助を増大させることにより、MDGsの目標を達成しようという国際的な機運が高まりました。2005年7月のグレンイーグルズ・サミット(主要国首脳会議)、同年9月のMDGsの中間レビューを目的とした国連首脳会合においては、ODAの活性化とアフリカの経済停滞を打破するための諸策と先進諸国のコミットメントが発表されました。我が国政府は、2005年2月に発表した「ODA中期政策」において、貧困削減、持続的成長、人間の安全保障の視点を強調し、効率的・効果的な援助の方策を講じながらMDGsの目標達成に貢献していくことを明確にしていますが、同年4月のアジア・アフリカ首脳会議では今後3年間のアフリカ向け支援の倍増を、そして7月のグレンイーグルズ・サミットでは今後5年間のODA事業量の100億ドルの積み増しを表明しました。

平成17年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、6つの課題のうち、3つが「**達成**」、2つが「**進展**」、1つが「**評価**」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

開発途上国の貧困削減への直接対応 (課題2-1)

評価

MDGsの達成が、開発援助の重要な支援課題である中、2005年度には、アジアを中心に17件の貧困対策案件に対する円借款を承諾し、その取り組みを強化しました(2003年度12件、2004年度13件)。更に本行は、MDGsへの取り組みを強化するために、国連開発計画(UNDP)との業務協力協定を締結し、OECD開発援助委員会(DAC)の貧困削減ネットワーク(POVNET)での副議長およびインフラタスクチームのチームリーダーを務める等、貧困削減に焦点を当てた取り組みを積極的に推進しました。

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 (課題2-2)

評価

開発途上国の貧困削減に資する経済社会インフラの整備では、23カ国で支援を行いました。2005年度の特徴として、メコン地域や西アフリカ等において、複数国からなる地域全体に裨益する広域インフラ整備の支援を拡充したことが挙げられます。開発途上国における民間経済活動の拡充支援では、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブによる民間セクター支援に着手した他、本行の多様な金融ツールや政策提言等による支援を行いました。また、現地と日本の大学との間での単位互換制度を導入した人材育成事業等への支援、IT化を促進する情報通信事業や輸送システム等への支援、地域格差是正に資する地方都市・農村を対象とした事業への支援により、開発途上国の持続的成長が確実なものとなるよう取り組みました。

知的協力・技術支援の推進（課題 2-3）

評価

開発事業の効果を高めるためには、開発途上国の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見や技術を提供することが重要ですが、2005年度は開発途上国政府との多数の政策対話や、本行独自ないし大学等の知見も活用したマクロ調査、政策・制度改善の調査、投資環境調査等を実施し、200件以上の各種提言を開発途上国に対して行いました。また、案件の事後評価から得られた教訓のフィードバックを始め、計画を上回る多数のセミナーや研修を行い、開発途上国と問題解決や優先案件形成に向けた経験・教訓を共有しました。2005年度の円借款承諾50件のうち3割がSAPROF（案件形成促進調査）を実施したものであり、案件形成に向けた知的協力や技術支援が具体的な成果実現に結びついています。

開発パートナーシップの推進（課題 2-4）

評価

現場や研究機関等での様々な知見や経験、技術を本行が支援する開発事業へ効果的に活用すべく、開発パートナーとの連携強化に努めました。2005年度は、大学との連携協定を更に拡充するとともに、我が国の自治体や教育機関等との具体的な連携案件の実績を積み重ねました。また、アフリカ開発銀行との協調融資促進スキーム実施ガイドラインにおける各種手続き調和化や、日米水協力イニシアティブへの取り組みを始め、国際機関や他国援助機関との協力を推進しました。NGO、地方公共団体等、開発パートナーとの連携については、今後も本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえ、効果的な連携関係の構築を継続してゆく必要があります。

国民の参加（開かれた円借款業務）（課題 2-5）

評価

提案型・発掘型案件形成調査の実績が前年の15件から26件に増加し、特に大学による実施件数の増加もありましたが、提案型調査等を活用して案件形成がなされた円借款対象案件は計画を下回りました。本課題の達成に向けて、各団体等が調査に参加しやすい形態や手続きを工夫し、本行業務における国民の積極的な協力・連携への参加を促進することが求められます。

円借款業務の質の向上（課題 2-6）

評価

円借款業務の質を向上させるため、本行は事前から事後までの一貫した評価体制の下、評価の充実に取り組んでいます。2005年度においても、円借款対象案件の事前・事後評価の実施割合は100%を達成し、また、全ての評価結果について第三者意見を取得・公表しました。このほか、「中間レビュー」（円借款の貸付契約締結後5年目に事業の有効性・妥当性等を検証）、「事後モニタリング」（事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証）、インド、スリランカ等における開発途上国政府・実施機関との合同評価、テーマ別評価を実施し、それらの結果を積極的に公表するとともに、評価体制の更なる充実と円借款業務の質の向上に取り組みました。

課題 2-1

開発途上国の貧困削減への直接対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注))への支援	(指標1) 「貧困対策案件」に対する承諾案件数	7	12	13	13	17	17
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	(指標2) 「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数	5	5	8	13	12	13
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)、(指標2)はいずれも、2005年度までは案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

(注) 「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいます。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- ・ 2005年9月の国連総会において、ミレニアム開発目標(MDGs)(注1)の中間レビューが行われるなど、貧困削減に対する国際的な関心が一層の高まりをみせています。こうした中、本行は貧困削減への直接対応に取り組み、(指標1)の実績は計画を上回りました。円借款承諾案件数全体に占める貧困対策案件の比率は34%(2003年度19%、2004年度27%)に上昇し、貧困対策案件への対応が強化されていると言えます。具体的な取り組みとしては、インドネシア、ベトナム、インド、パキスタン、スリランカ、セネガル、グアテマラにおいて、灌漑、貧困地域における道路・上水道等の小規模インフラ整備、地方電化、都市廃棄物管理、植林(森林セクター開発)、下水道整備等からなる湖の流域改善事業、震災復興支援、農道を含む道路整備等の貧困対策案件への支援を行いました。特に、人口約11億人の35%が1日1ドル以下で生活する貧困層であり、世界の貧困人口の約3分の1を抱えるインドにおいて5件の貧困対策案件を承諾したほか、ベトナムにおいても4件の貧困対策案件を承諾しました。

(注1)ミレニアム開発目標(MDGs)：2000年9月、ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンスなどを課題として掲げた国連ミレニアム宣言が採択されました。翌2001年、この宣言を踏まえつつ、1990年代に開催されたサミットや主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合し、21世紀の国際社会の共通開発目標としてまとめられたものが、ミレニアム開発目標です。

貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

- ・ (指標2)の実績は、過去3年の実績に比して大幅に上回り、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、ベトナムの小規模インフラ事業において、受益者である貧困層のニーズを案件形成に適切に反

映するため、全サブ・プロジェクトについて、事業計画段階での住民協議を開催することとしました(事例紹介参照)。また、グアテマラの道路整備案件では、貧困層の住民のニーズを案件形成に反映するため、周辺住民へのインタビューを実施しました。なお、貧困対策案件には、事業実施段階で、小規模のサブ・プロジェクトを特定していく過程で貧困層の参加が行われるものがあり、(指標 2)はこうした案件も含まれます。具体例として、インドの植林事業では、事業実施段階で住民参加型の共同植林管理を実践するほか、インドの河川流域保全事業でも女性中心の自助グループを組織し、マイクロクレジットを活用した所得向上活動が行われることになっています。

<事例紹介> 貧困地域小規模インフラ整備事業()(ベトナム)

ベトナムの農村部では、道路が未舗装のため市場や学校等へのアクセスが阻害されているなど、貧困削減のボトルネックとなっている道路、配電、上水、灌漑等のインフラ整備が不可欠です。本事業は、ベトナムにおける貧困指標等の基準に照らして選定された貧困削減の重点省・郡を対象とし、道路(総距離 593Km)、配電(対象 93 コミューン(村))、上水(給水人口 43 万人)、灌漑(対象面積 7.7 万 ha)等の小規模インフラ整備を行うことにより、市場への物流促進、公共サービス(電力、上水)へのアクセス改善、及び農業生産性の向上を図り、貧困削減に寄与するものです。

本行が過去支援した類似案件における評価では、浄水施設の整備による衛生環境の改善、下痢等の水系疾病発生率の低下、灌漑施設の整備による単位収量の増加、水利費の相対的な低下、女性の灌漑水汲み上げ労働の軽減、及び周辺住民の所得向上等が事業効果として確認されており、本事業の案件形成段階における住民への聞き取り結果でも事業対象地における同様の効果が期待されています。

本事業では、既往インフラの整備に加え、地域のネットワーク強化を重視し、地場産業の中心地から市場へのアクセス道路等の整備をパイロット的に実施することにより、貧困地域の産業開発、雇用促進にも取り組みます。また、NGO 連携基金を設置し、事業対象地域における農業普及、衛生教育等の NGO の活動を支援する予定です。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 国連開発計画(UNDP)との間で、MDGs の達成に向けた協力関係の強化を目的とした業務協力協定を 2005 年 12 月に締結しました。本協定は MDGs の達成、特に貧困削減に焦点をあて、定期協議会の開催や開発現場におけるベストプラクティスの共有、共同調査の実施等を通じて、戦略的なパートナーシップの構築を目指すものです。特に、本行が有する経済社会インフラの整備を軸とした経験・知見と、UNDP が有するグローバルなネットワークを通じて得られる情報や途上国の能力強化、政策提言のノウハウといった、各機関の比較優位に基づき、両機関が相互補完しつつ有機的に連携しながら、MDGs 達成に向けた効率的・効果的な支援を図るものです。
- ・ 本行は、DAC・貧困削減ネットワーク(POVNET)(注 2、注 3)の副議長及びインフラタスクチームのチームリーダーを務め、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、米国 USAID、英国 DFID 等、DAC を構成する主要国の援助機関と共に、インフラ支援が経済成長を通じた貧困削減及びミレニアム開発目標(MDGs)達成に貢献し得るものとするために援助機関として心得るべき、また実践すべき原則について、ワークショップ等を通じて協議し、2006 年 3 月に世界の主要ドナーにとっての活動指針となるガイディング・プリンシプルとして取りまとめました。

(注 2) DAC: 開発途上国の生活水準向上のために、開発援助の拡充とその効果の増大を目的とし、開発援助に関連するあらゆる問題について討議、検討を行う組織。経済協力開発機構(OECD)の下部組織。

(注3) 貧困削減ネットワーク(Network on Poverty Reduction: POVNET)：1998年6月に発足したDACの下部機構。2002年のDACの下部機構改革により、POVNETは経済成長と貧困削減に関する議論を行う場として再出発しています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ ミレニアム開発目標(MDGs)の成果実現に向けて、今後も国際機関との業務協力やネットワークを活用し、貧困削減への支援を継続・強化してゆく必要があります。

課題 2-2

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済社会インフラ整備に対する出融資保証承諾案件数		(新規指標)		77	55	93
開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援	(指標2) 開発途上国における貿易・投資を含む民間企業部門の活動に資する出融資保証承諾案件数		(新規指標)		177	145	177
開発途上国の人材育成に対する支援	(指標3) 人材育成案件(教育案件及び人材育成コンポーネントを含む案件)の承諾案件数		(新規指標)		22	20	19
開発途上国のIT化の促進に対する支援	(指標4) 開発途上国のIT化を支援する(ITコンポーネントを含む)出融資保証承諾案件数		(新規指標)		31	23	27
地域格差の是正に対する支援	(指標5) 地方都市・農村を対象としたインフラ整備に対する出融資保証承諾案件数		(新規指標)		26	28	44
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)～(指標5)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進

- ・ 貧困削減のためには、貧困削減への直接対応のみならず持続的な経済成長が不可欠であり、そのためには開発途上国の発展の基盤となる経済社会インフラの整備などを通じて貿易、投資及び人の交流を促進することが重要です。(指標1)の実績は、案件の消滅・実施取りやめ、応札企業の失注、案件準備の遅延等があったこと等から計画を下回りましたが、本行の多様な金融ツールを用いて、タイの天然ガス焚き複合火力発電事業や、ベトナムの橋梁事業、火力発電所事業、排水・下水道システム整備事業、インドの都市交通システム整備事業、上下水道施設整備事業等、23ヶ国で経済社会インフラ整備の支援を行いました。
- ・ 経済社会インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで効果を発揮する場合もあり、地域全体の発展という観点(地域公共財としての視点)も重要です。以下のような地域開発に資する広域インフラ整備への支援を多く実現したことが2005年度の業務の特徴として挙げられます。

- カンボジア シハヌークヴィル港経済特別区開発事業
 メコン地域(タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム等)開発の一環として、投資誘致を促進するために経済特別区(SEZ:Special Economic Zone)を整備する事業です。日本政府はメコン地域開発の重要性に鑑み、その開発に向けての協力の重点事項の一つとして、民間による投資・貿易促進支援を表明していますが、本事業はこの一環として実施されるものであり、SEZ のインフラ整備に加えて、SEZ に関する法・制度面の政策提言等を世界銀行や JICA 等と連携しながら行います。
- パラグアイ 水力発電事業
 南米諸国の均衡ある発展、同地域におけるビジネスチャンス拡大に資するものとして注目されている「南米地域インフラ統合イニシアティブ」(IIRSA)(注 1)の一環として位置づけられるもので、同イニシアティブに対する本行として初めての取り組みです。

(注 1)南米地域インフラ統合イニシアティブ(Initiativa para la Integración de la Infraestructura Regional Suramericana :IIRSA)：インフラの戦略的・計画的整備により地域統合を促進する南米 12 カ国による計画であり、2004 年 9 月に小泉首相が表明した「日本・中南米新パートナーシップ構想」において言及されています。
- グアテマラ 道路整備事業
 グアテマラの国道 7 号線東線は、中米統合イニシアティブ「プエブラ・パナマ計画」(PPP)(注 2)において、中米地域統合を推進する上で優先的に整備が必要な道路に指定されており、隣国のホンジュラスやベリーズに至る物流を補完するルートの整備が期待されています。

(注 2)中米統合イニシアティブ「プエブラ・パナマ計画」(PPP)：メキシコ南部プエブラ州からパナマまでの中米地域の開発を推進するイニシアティブです。2001 年 6 月のメキシコ・中米サミットで採択され、送電系統接続、道路網統合等、8 つの分野における開発を中米統合機構(SICA)加盟国(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ)とメキシコが共同して実施します。
- セネガル バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業
 「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)(注 3)が推進する、アフリカ地域統合のための広域インフラ整備の重点事業として位置付けられている事業です(事例紹介参照)。

(注 3)「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(New Partnership for Africa's Development :NEPAD)：ムベキ南アフリカ共和国大統領が提唱し、2001 年 7 月のアフリカ連合(AU)首脳会議にて採択されたアフリカ自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブです(採択時の名称は「新アフリカ・イニシアティブ」、その後 2001 年 10 月に NEPAD に改称)。

<事例紹介> バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業 (セネガル)

～「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA for Africa)に基づく、アフリカ開発銀行(AfDB)との協調融資第 1 号案件～

本事業は、セネガルの首都ダカールと隣接するマリ共和国の首都バマコとの間を結ぶ国際幹線道路の建設を通じて輸送能力を増強し、併せて接続する農道等を整備することにより沿線地域住民の基礎的な社会サービスへのアクセス改善を図るものです。本事業の沿線地域は、農業開発のポテンシャルはあるものの、農地と市場を繋ぐ道路が未整備であるため、同地域の経済活動の活性化及び住民の生活水準向上のボトルネックとなっています。本事業による輸送能力の向上を通じて、当該地域の貧困削減に寄与することが期待されています。

セネガルを含む西アフリカ地域では、西アフリカ経済通貨同盟や西アフリカ諸国経済共同体を形成する等、地域の経済統合を推進しており、特に国境を越えるインフラ整備の必要性が高まっています。マリは内陸国であるため海上輸送を他国に依存していますが、最大の輸出入拠点であったコートジボワールのアビジャン港への陸上輸送ルートが同国の内戦により使用困難となり、物流はセネガルにシフトしています。こうした状況のもと、本事業は、幹線道路の開通を通じて、農産物や鉱物資源等を消費地であり輸出拠点でもあるダカールへ輸送するルートを確保することにより、セネガルのみならず周辺地域への経済発展にも貢献します。このような意義のある本事業は、NEPAD が推進する、アフリカ地域統合のための広域インフラ整備の重点事業としても位置付けられています。

- ・ 経済活動上重要となる経済社会インフラの整備が貧困削減に重要な役割を担うことについて、国際的な再評価がなされていますが、この点に関する国際的な理解増進に向けて、上記指標の対象とはしていませんが、以下のとおり主体的な取り組みを行いました。
- 国連首脳会合(ミレニアム+5 サミット(2005年9月))の機会を捉え、本行、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)と「貧困削減のためのインフラ」と題するシンポジウムをニューヨークで、また、「革新的開発ファイナンス」に関するセミナーをワシントン DC にて共催し、経済社会インフラへの支援がミレニアム開発目標(MDGs)達成に果たす役割の重要性について議論を行いました。

開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援

- ・ (指標2)の実績は、案件の進捗遅延、消滅等の理由から計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、貿易・投資等の民間経済協力を通じて開発途上国の経済発展を促進すべく、本行の多様な金融ツールを用いて、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、トルコ、タンザニア、メキシコ、ブラジル等において、日本企業の輸出案件や投資案件等を支援したほか、モンゴル、インド、メキシコ等の地場金融機関を通じたツーステップ・ローンやコロンビア政府発行の私募円建外債への保証供与を通じて中小企業・裾野産業育成への支援を行いました。
- ・ また、上記指標の対象とはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
- 開発途上国における民間経済活動の拡充に向けたソフト面の支援として、日本政府の対アフリカ支援策(注4)に基づき、ケニア、ウガンダ、タンザニアに対し、法律・制度の整備、民間部門の育成、投資促進機関の機能強化等の投資環境整備に係る政策提言書(通称 Blue Book)を各国別に作成・手交しました。ウガンダでは、ムセベニ大統領が直接受け取るなど、相手国側の期待の大きさが伺われました。本提言書は、本行が国連貿易開発会議(UNCTAD)と協調して作成したものであり、上記3ヵ国への日本企業等の直接投資を促進することにより、各国の経済成長を通じた貧困削減の実現と2005年1月に形成された「東アフリカ関税同盟」に基づく地域統合の加速等を目的としたものです。開発途上国では、概して外国投資に関する法制度等の未整備が海外直接投資受入れの阻害要因になっており、民間部門の事業環境整備が緊要な課題になっていますが、本取り組みはこうした課題に応えるものです。なお、本取り組みは「アフリカ・インベスター」誌が主催する2005年「アフリカ・インベスター・アワード」の「スマート・レギュレーション・アワード」を受賞するなど、高い評価を得ています。

(注4)小泉総理は、2003年9月に開催された第3回アフリカ開発会議(TICAD)において、NEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)支援を目的とする日本の対アフリカ支援策を表明しました。その中で「経済成長を通じた貧困削減」は、「人間中心の開発」、「平和の定着」とともに大きな柱の一つとされ、本行の投資金融等を通じた日本からの貿易・投資を促進させること等が言及されています。また、2005年4月に開催されたアジア・アフリカ首脳会議における「新たなアジア・アフリカ戦略的パートナーシップに関する宣言」の中でもアジア・アフリカ間の投資促進が行動計画として謳われています。

- 2005年7月のグレンイーグルズ・サミット(主要国首脳会議)で、日本政府のアフリカ支援の中核の一つとして表明した「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」(注5)の下、民間セクター支援を目的とした AfDB との協調融資促進スキームを活用し、AfDB との協調融資第1号案件(セネガルの道路整備事業(67頁、事例紹介参照))を承諾しました。これらは、日本政府のアフリカ支援策に迅速に対応した先進的な取り組みであり、アフリカ諸国への開発支援及び同諸国向け貿易・投資の促進を強化するものです。また、HIPC イニシアティブ(注6)による債務救済が完了した国等に初めて円借款による支援を行う革新的な取り組みと言えます。

(注5)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」:アフリカの民間セクター開発を包括的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAfDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。

(注6) HIPCイニシアティブ：重債務貧困国(HIPC: Heavily Indebted Poor Countries)の債務を持続可能な水準まで引き下げる国際的な債務救済措置イニシアティブです。

開発途上国の人材育成に対する支援

- ・ (指標3)については、計画値をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、以下などがあります。
 - 高等教育分野への支援として、インドネシアの地方及び中央政府職員の人材育成を通じて行政能力の向上を支援する高等人材育成事業、マレーシアから日本への留学を通じ、同国の高度な理工系の人材育成を推進する事業、ベトナムにおいてIT分野の高等教育の水準を向上させることにより、日本と同国のIT産業界、教育界の架け橋となるような優秀な人材の育成を図る事業(ベトナムの教育分野に対する本行初の支援)などの円借款案件を承諾しました。インドネシアの高等人材育成事業の案件形成の過程では、日本、インドネシアの24の大学関係者の参加を得て、両国の大学間で初めて導入する予定であるリンケージ・プログラム(日本・インドネシア双方の大学で受講し、学位を取得するもの)に係るワークショップを開催しました。その模様は「国際開発ジャーナル」(2005年10月号)に紹介されました。
 - 教育を通じた人材育成のみならず、エジプトの太陽熱・ガス統合発電事業やインドの高速輸送システム整備事業等の円借款案件において、運営維持管理や安全対策に関する研修を含める形での支援を行いました。これらは、円借款によるインフラ整備の支援効果を高めると共に、技術移転や訓練等を通じた人的能力の向上(キャパシティ・デベロップメント)を推進するものです。

開発途上国のIT化の促進に対する支援

- ・ (指標4)については、案件準備の進捗遅延等の理由により年度中に承諾に至らなかった案件があったこと等から、計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、本行の多様な金融ツールを用いて、中国、インドネシア、ロシア等における情報通信案件等IT化促進への支援を行いました。また、インドネシア、インドにおける道路、高速輸送システム、廃棄物管理案件等において、交通管制システム、通信・信号システム、廃棄物流出入管理システム等、IT技術を活用した効率的な運営・維持管理体制を構築する支援を行いました。
- ・ また、上記指標の対象としていませんが、国際協力50年を機に開催された通信・放送国際協力フォーラム(2005年10月)では、九州・沖縄サミットの場で我が国が公表した150億ドルの情報通信分野への資金協力(「IT包括的協力策」)に関し、同協力策に則った多様な金融メニューを活用した本行の取り組みの実績と事例について紹介しました。通信分野における民営化の進展が従来のビジネスのあり方を大きく変えてきており、宇宙通信を始め日本企業の技術力や経験を活用できる機会が豊富にあることから、民営化時代に即した新しい情報通信分野のビジネスモデルが必要との問題提起を行いました。

地域格差の是正に対する支援

- ・ (指標5)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、インド、インドネシア、ベトナム、スリランカ、モロッコ、グアテマラ等において、地方電化、鉄道、電力、下水道、道路等、地方都市・農村を対象としたインフラ整備への支援を行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 開発途上国の持続的成長には、経済・社会インフラの整備とともに民間セクターの役割が重要であり、今後、これらへの支援にあたっては、相手国政府や民間企業等との対話や調査において、短期的のみならず中長期的な視点も踏まえた適時・的確なニーズ把握に引き続き努めることが重要です。また、アフリカ3カ国向け Blue Book のような知的支援との組み合わせによる相乗効果も図るなど、多面的な視点で取り組んでいくことが求められます。

課題 2-3

知的協力・技術支援の推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
各国の多様な開発ニーズの適切な把握	(指標1) 開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った国数		(新規指標)		48	72	45
開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進	(指標2) 調査業務等を通じた開発途上国に対する各種提言件数		(新規指標)		240	207	225
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化	(指標3) 開発途上国に対するフィードバックセミナー等、各種セミナー及び研修の開催件数		(新規指標)		53	56	58
支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援	(指標4) 開発途上国向けの調達・貸付実行管理・債務管理能力向上のためのセミナー・研修実施国数		(新規指標)		22	25	22
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

各国の多様な開発ニーズの適切な把握

- ・ 開発途上国の開発ニーズは経済発展段階や社会経済体制、歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により様々であり、支援効果を一層高めるため、または、将来の効果的な支援につなげるためには、各国の多様な開発ニーズを適切に把握する必要があります。(指標1)の実績は計画を大きく上回りました。例えば、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、モロッコ、チュニジア、セネガル、グアテマラ、パラグアイ等において、相手国政府・国際機関等との開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話を行ったほか、国際収支・財政状況の把握等マクロ経済調査、セクター調査等を実施しました。また、現地事情に精通するNGOや様々な専門家の知見を活用し、スリランカ、アルジェリア等において、漁業振興や運輸セクターに関する提案型調査・発掘型案件形成調査(注1)を実施し、開発ニーズの発掘に努めました。本行は各国の多様な開発ニーズを踏まえ、貧困、経済社会インフラ、人材育成、地方開発、防災、環境改善等多岐にわたる分野での支援を行いました。

(注1) 提案型調査：本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査です。

発掘型案件形成調査：本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査です。

- ・(指標1)の対象としていませんが、ODAの効果的・効率的な実施を図るため形成された、現地日本大使館、本行、JICA等の現地事務所からなる「現地ODAタスクフォース」の主要構成員として活動し、プロジェクトの策定や準備段階から協議を行うなど、本行の海外駐在員事務所を中心とした現地ネットワーク活用を通じ、各国の多様な開発ニーズの適切な把握に努めました。2005年度には、インドネシア、フィリピン等アジアの主要借入国に加え、ルワンダ、ペルー等32ヶ国の現地ODAタスクフォースに参加しました。

開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進

- ・開発事業の効果を持続的に発現し、開発成果を高めていくためには、政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理等の段階における知的協力・技術支援を推進する必要があります。(指標2)については、手続きの遅延等が原因で、計画を下回りました。実績としては、以下などがあります。

- インドネシアのアチェ復旧・復興計画支援、インドの水質改善事業、森林セクター開発事業、モルディブの津波復興支援、イラク復興支援、エジプトの博物館建設事業等に関し、有償資金協力促進調査(SAF)(注2)の一つである案件形成促進調査(SAPROF)(注3)を実施し、各国の開発ニーズを踏まえた案件形成に取り組みました。インドネシアのアチェ復旧・復興に係る調査は、スマトラ沖大地震・インド洋津波災害に迅速に対応したものであり、現地のニーズを踏まえ、中長期的な復興に資するインフラ事業の選定等を行い、アクションプランを策定しました。なお、2005年度の円借款の承諾案件50件の内、SAPROFの実施(2005年度以前の実施も含む)により案件形成を支援した案件は16件(32%)であり、開発途上国のニーズに合った円借款事業の案件形成にSAPROFが効果的に活用されています。

(注2) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF): 海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達の公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。

(注3) 案件形成促進調査(SAPROF): プロジェクトを形成する場合には、様々な側面から検討し、様々な専門能力が必要とされていますが、資金や専門技術等の制約から、必要性が高いプロジェクトであっても開発途上国側で十分な事業計画の形成作業を行うことが困難な場合があります。本行では、プロジェクトの要請、または打診がなされたものの中にこのようなプロジェクトがあった場合、SAPROFによる追加的な調査を行い、相手国のプロジェクト形成努力を支援しています。

- 開発効果を一層高めるため、資金協力と並行して、SAF等調査業務を活用し、タイ、インドネシア、ベトナム、インド等において、人材育成、投資環境整備、環境改善、運輸(マストランジットを含む)等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。立命館大学が調査した、スリランカ・適正技術を用いたプランテーション地域居住者の生活環境改善プロジェクト(提案型)では、パイロットプロジェクトにおける作業実演やワークショップを通じ、プランテーション労働者に対する技術移転を行いました。また、タイの周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)へ専門家を派遣し、新興ドナーとしての開発途上国の組織能力向上のために、知的協力・技術支援を実施しました。
- 投資環境整備に向けた知的協力として、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、ケニア、ウガンダ、タンザニアに対し、海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言書(通称:Blue Book)を作成・手交しました。
- ・開発政策等への知的協力として、「アジアにおけるPro-Poor Growthとアフリカへの応用(フェーズ2):雇用機会創出によるPro-Poor Growth」、「中国農村部の貧困削減アプローチ」、「ロジスティックスの観点から見たインドネシア産業の輸出競争力」、「フィリピンのインフラ開発の課題」等の調査を実施し、現地でシンポジウム/セミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実させました。「アジアにおけるPro-Poor Growthとアフリカへの応用(フェーズ2):雇用機会創出によるPro-Poor Growth」では、タイ及びケニアにおいてワークショップを開催しました。これは、2002年度に実施した「アジアにおけるPro-Poor Growthとアフリカへの応用」に引き続き、農産品加工業発展による経済成長と貧困削減に及ぼす効果を分析したもので、それぞれの分析結果を比較しつつ、より具体的な提言をケニア政府に対して行いました。また、「ロジスティックスの観点から見たインドネシア産業の輸出競争力」に関する現地セミナ

ーでは、現地有力紙(The Jakarta Post)で取り上げられるなど、現地での反響を呼びました。

- ・上記指標の対象ではありませんが、融資審査時等における我が国の知見や技術を活用した知的協力・技術支援として、アルジェリアの教育セクター震災復興事業での神戸市との連携、中国の人材育成事業における我が国の地方自治体や大学との連携(事業内容に即した研修について協議し、日本における研修受入れの覚書を締結)、ベトナムのホーチミン市とハノイ市の水環境整備事業に関する千葉県や NGO との連携(住民参加型の生活改善事業のワークショップを共催)等を活用しました。また、化石燃料の枯渇が懸念されている近年、植物性物質を利用して作られる燃料として注目を集めているバイオ燃料に関して、ブラジル・バイオ燃料促進プログラムにかかる発掘型案件形成調査を広島大学等の知見も得ながら行い、バイオ燃料開発の必要性につき検討しました(その後、ブラジル政府へ提出された調査報告書を基に事業化に向けた検討が進められています)。

問題解決・優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化

- ・(指標3)の実績は計画をほぼ達成しました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、中国、インドネシア、フィリピン、インド、パキスタン、チュニジア等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを、また、テーマ別評価に関し、インドにおいて、「貧困削減に対するインフラの役割」、チュニジアにおいて「統合的水資源管理(灌漑)」に関するフィードバックセミナーを開催しました。同セミナーでは、チュニジアにおける灌漑3事業の評価を通じて得られた今後の課題や問題点を分析しましたが、同国農業省次官より、「灌漑地における農業生産性を向上させることが目標となっているチュニジアにおいて、今回のセミナーで得られた教訓・提言を活用し、チュニジア全体の灌漑事業の改善につなげたい」との抱負が示されました。また、中国向け環境円借款の貢献については、環境負荷の削減効果を国レベルでは初めて試算して提示したものとして反響がありました(84頁、事例紹介参照)。
 - 具体的な円借款案件の実施を通じて得られた経験・教訓の共有等を含め、円借款業務に関するノウハウの修得、効果的な実施につなげるため、JICA と連携して、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に、「公的資金協力セミナー」(23ヶ国 24名参加)、「環境改善・公害対策融資セミナー」(10ヶ国 13名参加)、「ODA プロジェクト評価セミナー」(17カ国 18名参加。評価の手法やインドネシア、チュニジア等における本行と開発途上国政府・政府機関による合同評価の事例等を紹介)等の実務的なテーマによるセミナー・研修を実施しました。

支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援

- ・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、ベトナム、エジプト、パキスタン、スリランカ、モロッコ、チュニジア等の開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、調達監理や貸付手続に関するセミナーを現地で開催しました。本行支援先事業の実施機関が実務面での手続や考え方について理解を深めるとともに、問題点の改善策を協議することによって、支援対象国の管理能力の向上を図りました。また、JICA との連携により、開発途上国政府の財務省、中央銀行の中堅職員に対する「公的債務管理能力強化セミナー」(14カ国 14名参加)を実施し、開発途上国の適切な債務管理について理論・実務面での研修を行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・今後もこのように、開発途上国政府の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見や技術を提供することが重要です。

課題 2-4

開発パートナーシップの推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO(注)等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	(指標 1) NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款対象案件数		(新規指標)		44	32	37
我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進	(指標 2) 地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款対象案件数		(新規指標)		69	64	41
我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)や ODA 以外の資金と一体となった支援の推進	(指標 3) 技術協力、無償資金協力、ODA 以外の公的資金(OOF)及び民間資金と連携した円借款対象案件数		(新規指標)		81	50	57
他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	(指標 4) 国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取組を行った件数		(新規指標)		88	151	61
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標 1)～(指標 3)については、2005 年度は案件数を、2006 年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注 1) CBO: Community Based Organization, NGO と比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO 等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進

- 開発成果を高めるためには、我が国の民間部門、NGO、大学、地方公共団体等の関係者との連携を通じ、その優れた技術、経験・知見を活用していくことが重要です。このような認識から、様々な関係機関との開発パートナーシップの構築・強化に努めました。(指標 1)は NGO 等との連携に関する指標ですが、実績は計画を下回りました。これは相手国政府の予算見直しや政策変更により年度内の承諾に至らなかったため、案件準備および連携に係る手続きが遅延していること等によるものです。具体的な取り組みとしては、ベトナムの貧困地域小規模インフラ整備事業において、NGO との連携により住民組織等への住民参加促進ワークショップを実施したほか、ウズベキスタンの教育案件では、NGO による職業教育に

係る社会調査を実施しました。また、インドにおける湖流域改善事業、一般廃棄物管理事業、森林セクター開発事業(植林等)の案件形成段階において、NGO との連携により、住民協議等を実施しました。

- ・ 上記指標の対象とはしていませんが、NGO との情報交換・相互対話を通じた相互理解の促進、地域やセクターに根ざした活動を展開する NGO との連携により円借款の質の向上を図ることを目的に、2001 年度より「NGO - JBIC 協議会」を開催しています。本協議会への参加 NGO の知見と経験は、提案型・発掘型案件の形成(71 頁参照)等でも活かされています。また、スリランカの津波災害事業の案件形成においては、地元 NGO と協力してニーズ調査を実施し、効果的な事業支援を図りました(事例紹介参照)。

<事例紹介> 初の現地 CSO との対話の実現 (スリランカ)

～ 地元のニーズを積極的に取り入れて、開かれた円借款業務を目指す ～

本行は、日本の NGO「CSO ネットワーク」の協力の下、2004 年 12 月の津波で大きな被害を受けたスリランカ東部アンパラ県と、最大の都市コロombo県にて、2005 年 7 月に現地 CSO(Civil Society Organization、市民社会組織)とのワークショップを開催しました。本行はアジア開発銀行(ADB)や世界銀行と協力しながら、スリランカにおける最大のドナーとして円借款業務を行っています。

現地 CSO とのワークショップは、本行にとって初の試みでした。開催の目的は、地域のニーズを把握し、活発な活動を行っている現地 CSO と協議の場を持つことで協力関係を構築し、案件形成や実施の段階で地元のニーズを確実に吸い上げ、効果的な円借款業務を推進することです。ワークショップには広く現地の市民社会組織から参加者を募り、今後のスリランカ支援や市民社会との連携のあり方について、政策的な部分まで踏み込んだ協議を行いました。

- ・ アンパラ県では、地元のシンハラ、タミル、ムスリム系の NGO 及び CBO(Community Based Organization、住民組織)52 団体と対話を行い、アンパラ県を含む東部地域での津波復興支援へのニーズや、今後の円借款業務の取り組み、地域開発に向けての将来的な協調体制の構築等をテーマに協議しました。津波被害の傷跡が依然として深く残る中、水・衛生面の不備や住宅不足が指摘された他、コミュニティ・インフラや地域道路の整備への住民参加、案件監理モニタリングへの関与などが、民族・宗教を超えて提案されました。
- ・ コロンボ県では、サルボダヤ、セワランカといった現地の NGO をはじめ、シンクタンクや研究機関を含む CSO19 団体の参加を得ました。各々の専門分野を生かした連携の可能性や開発を行う上での問題点等について積極的な意見が交わされ、定期的な勉強会や意見交換会の開催等が提案されました。

このワークショップは、スリランカにおける本行と市民社会との連携促進に大きな一石を投じたといえます。

我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進

- ・ (指標 2)については、計画値をほぼ達成しました。具体的には、SAF(72 頁参照)、提案型調査・発掘型案件形成調査等も活用し、以下などの取り組みを行いました。
 - インドの水質改善事業、植林、廃棄物処理等の分野での案件の形成段階において、地方公共団体(彦根市、秋田県、東京 23 区)や大学(滋賀県立大学、秋田大学)と連携し、インド側に日本の湖沼の水質保全、防災林への取り組みやゴミ処理に関する経験・知見を提供しました。
 - ベトナムにおいて、高等教育や地方医療の分野での案件形成段階において、日本の大学(慶應義塾大学、立命館大学、長岡技術科学大学、名古屋大学)の協力の下、講義カリキュラムや病院スタッフの研修メニュー等に関する日本の経験・知見をベトナム側に提供するなどの連携を行いました。

- 案件の実施段階においても、中国の人材育成事業に関する受け入れ研修コース開発やインドネシアの大学保健・医学部事業に関する地域医療拡充のための人材育成および制度整備支援(日本、インドネシア両国の大学間で初めて双方の大学で受講し、学位を取得するリンケージ・プログラムを導入予定)等について、大学や地方公共団体との連携を行いました。
- 大学関係者による提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数は、2004年度の1件から2005年度には9件に大幅に増加しました。2005年度に実施したSAFについても、大学(18件)、地方公共団体(1件)、NGO(2件)(2004年度は、各々9件、5件、4件)が参加し、大学関係者の参加が増加しました。一方、NGO、地方公共団体の参加は減少しました(注：(指標2)は連携を行った円借款対象案件数を表示しているため、上記のSAFの実施件数とは必ずしも一致しません)。また、2005年度に大学が実施した事後評価業務は4件に上りました。大学との連携については、2005年度からの業務戦略に新たに盛り込んだものですが、2005年度は4つの大学(筑波大学、横浜国立大学、九州大学、神戸大学)と協力協定を締結しました(締結先累計11大学)。インターンシップ受入れを前年度に引き続き実施し、協力協定締結先の10大学から学生(大学院生10名)を受け入れたほか、定期協議の開催、意見交換の場を持ちました。こうした連携基盤の強化が、大学関係者による提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数の大幅な増加や、人材育成事業におけるリンケージプログラムや研修コースの実施という形で、大学との具体的な連携・協力関係の強化に結びついています。
- ・(指標2)の対象となりませんが、我が国の大学、その他の教育機関との連携の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - ウズベキスタンの職業高等学校拡充事業では、農業分野のモデル校50校を対象に教育用機材調達及びソフト面から校長、教頭、教員らの研修を支援してきました。本事業自体は2004年に貸付完了していますが、2005年度は日本の農林高等学校と初めて連携し、複数のモデル校の現状調査及び現地ワークショップを開催しました。
 - 大学及び国際機関との知的協力の分野での連携として、広島大学、世界銀行と共に共同研究(「環境管理におけるキャパシティ・デベロップメントと評価手法」)を実施し、世界銀行本部でセミナーを開催しました。調査研究の成果はアカデミックな価値も高く評価され、欧米の出版社から出版される予定です。本行は、広島大学が有する知見・ノウハウを円借款業務に活用するために、2004年7月に同大学と協力協定を締結していますが、このように具体的な連携の成果に結びついています。
 - 大学の知見・ノウハウを円借款事業の事後評価に活用し、評価の質を高めるため、法政大学とインドの円借款案件に関する合同評価を実施しました。また、開発事業マネジメントの基礎能力を備えた人材育成を目的として、早稲田大学と共同でカリキュラム・教材の開発を行うと共に、試行講座を開講しました。また、調達や契約管理のノウハウの習得を目的とした国際契約マネジメントの教材作成を、高知工科大学とコンサルタント企業の共同企業体へ委託して作成しています。

我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)やODA以外の資金と一体となった支援の推進

- ・(指標3)については、案件承諾の遅れ等の理由から計画を下回りました。これは、案件形成の手續遅延により当初計画していた連携専門家の派遣が実現に至らなかったこと、相手国側の政策変更で被援助形態が変更になったこと等の理由によるものです。具体的な取り組みとしては、プロジェクトの策定・準備段階、実施・監理段階における技術協力との連携等を行いました。連携D/D、リハビリ無償を除き、連携採択件数は2004年度に比べ概して増加しました。

1) プロジェクト策定・準備段階における連携

- 2005年度円借款承諾案件数の18%にあたる8件(ベトナム水環境改善、スリランカ港湾等)において、JICAの開発調査をもとに案件形成が行われました(2004年度:20%にあたる10件)。
- 連携F/S(注1)として、パラグアイ、エルサルバドル等18件が採択されました(2004年度:6件)。

(注1)連携F/S:円借款事業の実施を前提に、経済面、社会面、技術面、環境面等の観点から事業の実施可能性を検討するための調査をJICAが実施するものです。

2) プロジェクト実施・監理段階における連携

- 連携D/D(注2)の採択はありませんでした(2004年度:2件)。

(注2) 連携D/D:円借款事業の実施を前提に、事業の詳細設計をJICAが実施するものです。

- カンボジア、フィリピン、パキスタン、エジプト等において、円借款事業に対する必要な技術指導等のための、長期・短期含め25件の専門家派遣が採択されました(2004年度:19件)。このうち、カンボジアの通信案件における情報技術者育成プロジェクト等、技術協力プロジェクトによる連携9件が採択されました(2004年度:1件)。これらの開発途上国に派遣されたJICA専門家との連携により、インド等で効果的な事業支援が図られています(事例紹介参照)。

<事例紹介> フセイン・サガル湖流域改善事業 (インド)

JICA、NGO、日本の地方公共団体・大学との連携事例

本事業は、インドのアンドラ・プラデシュ州ハイデラバード都市圏のフセイン・サガル湖及び周辺地域において、地域住民の衛生環境改善及び水資源の有効利用を促進するために、下水道施設の整備、下水処理水(中水)の利用施設整備、同湖の底泥浚渫等を行うものです。日本では、200以上の下水処理場からの中水が、トイレ洗浄水、冷却用水、公園の散水等として活用されていますが、これまでインドでは一部地域において農業用水に中水が使われていたにすぎず、人口増加に伴い多くの地域で水不足がおきていることから水資源の有効利用が重要な課題になっています。とりわけ、同都市圏では上水の不足と上水生産コスト増加に直面しており、本事業は中水利用の推進のためのパイロット事業として行われるものです。

彦根市の国際協会はハイデラバード市の国際協会と姉妹協定を締結していますが、本行は彦根市や滋賀県立大学と連携し、本事業の準備段階において、セミナーを開催し、琵琶湖の水質保全に関するノウハウをインド側の関係機関に紹介しました。今後、現地のNGO・市民ボランティアと協力して、地域の衛生環境改善、湖浄化に向けた市民の取り組みの必要性等について、パンフレット作成、学校での課外事業、メディアキャンペーン等の啓発活動を行います。また、フセイン・サガル湖の湖沼管理及び下水処理に関連して、JICA専門家とも協力し、職員に対する技術訓練を実施していきます。このように、NGO、日本の地方公共団体、大学、技術協力と一体となった支援を通じ、国内外の優れた知見・ノウハウを動員し、円借款案件の有効性を高めるよう努めています。

なお、今回の現地セミナーをきっかけに、本事業の実施機関であるハイデラバード都市開発庁より、「琵琶湖での具体的な取り組みを実際に学びたい」との要望がJICA専門家に対してあり、この5月に彦根市を含む日本での研修が実施されました。

3) 完成後の事後監理段階における連携

- 完成後の事後監理段階での連携である円借款完成案件に対するリハビリ無償の採択はありませんでした(2004年度:1件)。

- ・ (指標 3)の対象にはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
 - 開発途上国への人材育成・組織能力強化を推進するため、JICA との連携により、開発途上国政府・政府機関等の職員を対象とした円借款プロジェクト関連の研修(「ODA プロジェクト評価」、「環境改善・公害対策融資」等 13 件(2004 年度:6 件)を開催しました。
 - JICA 以外との協力実績として、「HIV/エイズ信託基金」(日本政府が国際的 NGO である国際家族計画連盟と協力して 2000 年に設立した基金)を活用し、タイとラオスを結ぶ国際橋建設事業の主に工事関係者等向けに、HIV/エイズ対策活動を支援しました。

他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

- ・ 開発途上国の開発課題は多様化し、また、援助協調・調和化といった新たな試みが行われています。こうした中、本行は引き続き国際的な援助潮流等を踏まえつつ、世界銀行、アフリカ開発銀行(AfDB)等国際機関、英、米等の援助機関との国際的なパートナーシップの構築・強化に努めました。(指標 4)については、計画を大幅に上回りました。これはベトナムやフィリピン等をはじめ、国際機関との援助協調・調和化への取り組みが急速に進展していることを反映していますが、以下の具体的な取り組みを行いました。
 - アフリカの民間セクター開発のための協調融資促進スキームに係る実施ガイドラインの締結
「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA)」(68 頁参照)に基づき 2006 年 1 月に締結した、アフリカ開発銀行(AfDB)との協調融資促進スキームに係る実施ガイドラインでは、資金供給の迅速化と効率化のため、環境ガイドラインや調達手続き等の調和化を図りました。なお、EPISA 及び協調融資促進スキームの下で、協調融資第 1 号案件であるセネガルの道路事業(67 頁、事例紹介参照)への支援を実現しています。
 - MDGs への対応
国連首脳会合(ミレニアム + 5 サミット(2005 年 9 月))の機会を捉え、本行、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)と「貧困削減のためのインフラ」、及び「革新的開発ファイナンス」に関するセミナーを各々共催し、経済社会インフラへの支援がミレニアム開発目標(MDGs)達成に果たす役割の重要性について議論を行いました。また、本行は 2005 年 12 月に国連開発計画(UNDP)との間で、MDGs 達成に向けた協力関係の強化を目的として業務協力協定を締結しました。本行が有する経済社会インフラの整備を軸とした経験・知見と、UNDP が有するグローバルなネットワークを通じて得られる情報や政策提言のノウハウ等について、相互補完的な連携を推進するものです。
 - 日米水協力イニシアティブへの取り組み
我が国は、日米水協力イニシアティブのもとで米国との連携を進めていますが、本行も本イニシアティブに基づき、米国国際開発庁(USAID)と定期協議を開催し、パイロット国として選定された 4 カ国(インドネシア、フィリピン、インド、ジャマイカ)における取り組みや今後の連携について、情報交換・協議を行いました。更に、第 4 回世界水フォーラム(2006 年 3 月於メキシコ)において、日米水協力に関する分科会を日本政府、米国政府、USAID と開催し、フィリピンの上下水道分野での民間資金活用の枠組み(通称 Water Revolving Fund)やインドの上下水道事業での日米協力の現状と今後の課題、他国への適用の可能性などについて討議を行いました。
 - 援助手続き調和化への取り組み
国際的な潮流となっている援助手続き調和化については、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ネパール等で世界銀行、アジア開発銀行(ADB)等と連携し、標準入札書類の策定等に取り組みました。
 - 上記のほか、世銀、ADB、AfDB、米州開発銀行(IDB)等の国際機関、英国国際開発庁(DFID)、AFD 等他国の援助機関との間で、ベトナムの貧困削減支援借款(PRSC)や、イラク、アフリカ、中南米等への支援戦略等に関する協議を行いました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ NGO、我が国地方公共団体・大学との協力・連携を行った具体的な取り組み以外に、こういった優れた知見と経験を持つ我が国の団体との連携機会の発掘、連携基盤の強化等を目的に、インドにおいて我が国 NGO、地方公共団体、大学、民間企業等 11 団体の参加による第 4 回「円借款パートナーシップ・セミナー」（旧称・国民参加型援助促進セミナー）を開催しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ NGO、地方公共団体等との連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえ、効果的な連携関係の構築を継続していく必要があります。なお、(指標 1)および(指標 3)については、多くの実績を積み上げていますが、新規指標である点を考慮しつつも、計画値との乖離が見られます。確実に連携の成果を上げるためには、対象案件の形成見通しを踏まえた適切な計画値を設定すること、また、案件形成で遅延が生じている場合には追加的な形成促進策を講じること等の機動的な対応が必要です。

課題 2-5

国民の参加(開かれた円借款業務)

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	(指標1) 「提案型調査」(注)等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成がなされた円借款対象案件数		(新規指標)		47	37	23
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)については、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注)「提案型調査」は、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査です。この他、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査である「発掘型案件形成調査」があります。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

- 効果的・効率的な円借款業務の実施のためには、我が国の幅広い層の団体が参加できる開かれたものとし、それにより我が国が有する知見を活用して、開発援助の業務運営に活かすことが求められています。(指標1)は、提案型調査・発掘型案件形成調査を通じ、知見・アイデアを2005年度に取り入れた円借款対象案件数を示しています。調査は実施されたものの年度内に調査が完了せず知見・アイデアの取り入れが翌年度となったことや、政府レベルの交渉長期化による調査実施遅延等の理由により、実績は計画を下回りましたが、具体的な取り組みとしては、中国、フィリピン、ベトナム、スリランカ、アルジェリア、モロッコ等において実施した、人材育成、森林造成保全、保健医療サービス、地方開発、運輸セクター、水資源開発、スラム地区生活環境改善等に関する提案型調査・発掘型案件形成調査から、円借款案件に関する知見・情報等を取り入れました。このうち、例えば、地震国であるアルジェリアにおける運輸セクターに関する発掘型調査では、橋梁の耐震構造含め、日本の優れた耐震技術の活用が提案されています。
- 提案型調査・発掘型案件形成調査は2001年度に導入した新しい制度ですが、これまで実施した調査から得られた知見・アイデアは具体的な円借款案件に活用されてきています。例えば、2005年度に承諾した円借款案件のうち、インドの都市廃棄物管理事業は、都市環境整備に関する発掘型案件形成調査がベースとなっているほか、モンゴルの中小企業育成、ベトナムの小規模インフラ整備、地方病院医療の各案件には、提案型調査・発掘型案件形成調査によってなされた提案が案件形成に活用されています。
- 提案型調査については、大学、地方公共団体、NGO等からの提案を強く推奨し、評価にあたってこの点を考慮しています。また、2004年度に提案型調査・発掘型案件形成調査の公示回数を年1回から2回に増やすと共に、国ごとに具体的なテーマを設定し、円借款事業との関連性を明確化するなど、調査スキームの改善を行いました。提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数(契約締結ベース)は2004年度の15件(提案型6件、発掘型9件)から2005年度には26件(提案型16件、発掘型10件)に増加し、特に、大学による実施件数は、2004年度の1件から2005年度には9件と大幅に増えるなど、2005年度

からの業務戦略に新たに盛り込んだ大学との連携が拡充されています。

- ・ 上記の提案型調査等を通じた円借款事業に関する提案の募集のほかに、我が国国民、NGO、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - 円借款パートナーシップ・セミナー（旧称・国民参加型援助促進セミナー）
 開発パートナーシップは、国内外の経験・知見の活用により円借款の有効性や効率性を高めるものです。2005年度は、本行との連携に関心を有する11団体（日本の大学（3大学）、NGO（2団体）、地方公共団体（2団体）、民間企業（4社））が参加し、インドにおいて円借款パートナーシップ・セミナーを開催しました。現地では、コミュニティ・ディベロップメントをテーマに、周辺地域の住民組織の能力強化や生計向上への支援等が行なわれている案件を中心に、インドの下水道等整備事業等、同国の円借款4案件を視察しました。本セミナーの開催にあたっては、本行ホームページにおいて参加団体の募集を行い、我が国の幅広い層の団体が参加できるよう努めています。また、本セミナー参加団体の円借款業務への参加を通じた技術や知見の活用を目的として、新たに「連携促進調査」を実施しました。
 - NGO - JBIC協議会
 国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、NGO-JBIC協議会を4回開催し、NGO側から延べ56団体・人が参加しました。本行側から提示した議題（本行の人材育成、インド支援、アフリカ支援への取り組み等）、NGO側から提示のあった議題（森林関連案件における本行の方針・配慮事項について、ODAによる経済・社会インフラ整備案件におけるHIV/エイズ対策に関する提言について等）に基づき本行、NGO間で幅広い議論を行いました。会議の議題、配布資料、議事録等については、NGOと共同運営している本協議会のホームページ（http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo_jbic/youryou.html）に公表しています。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 国民参加を促進し、円借款業務を含む国際協力への国民の理解を高めるため、タイ、インド等において、日本の小中学校（現地日本人学校）や大学を対象に、円借款案件の視察や、開発途上国が直面している問題を学ぶ参加型授業の実施等の開発教育に取り組みました。インドでの取り組みは、南西アジア・中東・アフリカ地区日本人学校校長会の場でも、開発教育の事例として取り上げられました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 本課題では、大学による提案型調査の実施が急増する等の成果を挙げていますが、連携促進調査といった新しいスキームの導入以外にも、各団体等が調査に参加しやすい形態や手続きを工夫し、本行業務における国民の積極的な協力・連携への参加を促進することが求められます。また、住民組織や各種団体からの要望を、NGO-JBIC協議会や円借款パートナーシップ・セミナー等を通じて吸い上げ、業務の具体的な成果として反映するよう一層取り組んでいく必要があります。

課題 2-6

円借款業務の質の向上

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
円借款対象案件 における評価の充実	(指標1) 円借款対象案件の全評価 件数に対する外部評価 の実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	(指標2) 円借款対象案件の事前・ 事後評価の実施割合	(新規指標)			100%	100%	100%
	(指標3) 円借款対象案件のテーマ 別評価(プログラムレ ベル含む)の件数	5	7	4	4	3	4
	(指標4) 円借款対象案件に対す る合同評価の件数		2	7	6	6	6
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)～(指標4)いずれも、2005年度までは案件数を、2006年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

円借款対象案件における評価の充実

- ODAをより効率的・効果的に実施するためには、評価を通じて事業の実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要です。このような観点から、また、円借款業務の透明性を向上させるため、下記の通り、事前から事後までの一貫した評価体制の強化など評価の充実に取り組みました。

■ 一貫した評価体制の強化

- 円借款対象案件の全評価件数に対する外部評価の実施割合は、引き続き100%を達成しました(指標1)。
- 2001年度から、事業の実施前にその成果目標をより定量的な指標を用いて設定する「事業事前評価表」を公表しており、事前から事後までの一貫した評価体制を確立しています。2005年度についても、事前評価対象全案件について事業事前評価表を公表すると共に、事後評価対象全案件について、事後評価を実施しました(指標2)。
- 指標の対象ではありませんが、一貫した評価体制を強化すべく、円借款の貸付契約締結後5年目に事業の有効性・妥当性等を検証する「中間レビュー」、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を導入し、中間レビューについては、フィリピンの灌漑事業等7事業、事後モニタリングについてはインドの火力発電所等4事業を対象に実施し、その結

果を公表しました。

- 個別案件の評価だけでなく、インドの「貧困削減に対するインフラの役割」や「事後評価を活用したアフリカ支援改善」等、特定のテーマに基づいて、複数の事業を包括的に評価するテーマ別評価（プログラムレベル評価）を実施し、（指標 3）の実績は計画をほぼ達成しました。

■ 評価結果の共有とフィードバックによる事業改善

- 事後評価から得た教訓、提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、現地での評価結果のフィードバックに努めています。具体的には、タイ、フィリピン、インド、パキスタン等において、事後評価結果に関するフィードバックセミナーを開催しました。
- また、事後評価により得られた教訓、提言を新規円借款事業や実施中の事業にフィードバックする仕組みも構築しています。事後評価の結果、効果発現等に懸念が見られる場合には、SAFの一環である SAPS(注)等を実施し、持続性確保に向けた開発途上国の取り組みを支援しています。例えば、2004 年度に事後評価を行ったインドの下水道整備事業では、汚水処理量等の事業効果が計画に達しているものの、河川の水質が改善していないという評価結果を踏まえ、2005 年度に SAPS を実施し、水質の詳細分析及び下水処理場の処理能力向上のための改善策等の提言を行いました。

(注) 援助効果促進調査 (SAPS)：プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われますが、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合など、協力の必要性・緊急性を検討した上で、本行は SAPS と呼ばれる追加的な調査を実施しています。この調査では事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的としています。

■ 開発途上国の評価への参加拡大、外部の知見を活用した評価の質の向上(合同評価等)

- 円借款事業の質的向上を図るためには、開発途上国の様々な関係者と評価結果を共有することに加え、彼ら自身の評価能力を高めていくことが重要です。また、本行としても外部関係者の知見を活用し、評価の質を高めていくことが求められています。こうした認識からインド、スリランカ、タイの事業実施機関、NGO、大学関係者との合同評価を実施し、（指標 4）については計画を達成しました。
- また、大学との連携強化の一環として、評価理論の習得や円借款事業の事例演習等を通じて、開発事業マネジメントの基礎能力を備えた人材を育成することを目的に、大学と共同で、カリキュラム、教材の開発を行うと共に、試行講座を開講しました。現在は、参加したモニターからの意見も踏まえ内容改善を図り、本格的な開講に向けた準備を進めています。

・ 2004 年度に事後評価を行った全ての結果（個別案件 41 件、テーマ別評価 4 件）を「円借款事業評価報告書 2005」として発行すると共に、本行ホームページに公表しました。概要は以下のとおりです。

- 評価結果をよりわかりやすく、かつ客観的なものとするため、個別案件の事後評価にレーティング (A:非常に満足、B:満足、C:概ね満足、D:不満足からなる 4 段階評価) を行い、対象 41 事業の評価の内訳は、A が 14 件 (34%)、B が 19 件 (46%)、C が 6 件 (15%)、D が 2 件 (5%) となりました。
- 評価の結果、多くの事業で当初想定していた効果が発現しており、評価対象事業において、電力供給 (産業活性化、農村の電化) によって 5,202 万人、安全な水の供給や生活・産業排水の処理によって 3,166 万人、洪水制御・砂防など防災施設によって 267 万人、農作物の栽培・収穫への支援によって 52 万人の人々に裨益していることが明らかになりました。
- 評価の客観性を高めるため、全ての個別評価について開発途上国の有識者に評価結果の検証

を依頼し、第三者意見を取得・公表しました。第三者意見書については、上記の「円借款事業評価報告書 2005」に、事業ごとにその要旨を第三者のプロフィールとともに公表しています。また、その本文は、本行ホームページに掲載している個別評価報告書全文版に公表しています。

- フィリピン「農地改革への金融支援」、中国「環境改善への支援(大気、水)」等、2004 年度に実施した 4 件のテーマ別評価の結果を掲載しています(事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 「円借款事業評価報告書 2005」におけるテーマ別評価の概要
 ～ 中国向け環境円借款の直接的な環境改善効果(インパクト評価) ～

中国では急速な経済発展に伴い、大気汚染や水質汚濁等さまざまな環境問題が顕在化しており、本行はこれまで多くの環境改善事業を支援し、環境問題改善に貢献してきました。2004 年度に実施したテーマ別評価では、その効果を検証するための調査を京都大学に委託し、初めて、中国向け環境円借款の直接的な環境改善効果を明らかにしました。調査の結果、汚染物質排出削減量は、酸性雨など大気汚染の原因物質である二酸化硫黄(SO₂)で削減効果が 19 万t(日本の排出量は約 80 万t)、水の汚染度に関する指標である化学的酸素要求量(COD)(注)で削減効果が 34 万t(瀬戸内海の排出量は約 50 万t)であったことが判明しました。さらに、中国全土の環境負荷抑制効果をシミュレーションにより推計するとともに、円借款が環境政策・制度改善に果たした役割を分析しました。本シミュレーションでは、中国での環境負荷抑制による日本への影響も検討し、中国でのSO₂排出量が抑制された場合、日本におけるSO₂の沈着量も相対的に抑制されることが予想されています。

上記インパクト評価の結果については、2005 年 10 月に京都にてフィードバックセミナーが開催され、その様子が毎日新聞や NHK で取り上げられるなど、大きな反響を呼びました。

(注) 水中の有機物量の指標で、COD が大きいほど有機物により汚染されている。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 2001 年度から事業事前評価表を作成・公表し、同一評価指標での事業実施前後の定量評価を行っています。2005 年度には継続的なモニタリングが可能となるようフォーマットを整備するなど、円借款事業の評価体制を拡充してきました。今後も、円借款業務の質的向上のため、一貫性のある評価体制の強化および大学等を活用した多面的な評価業務を進め、評価の充実を図ることが重要です。